

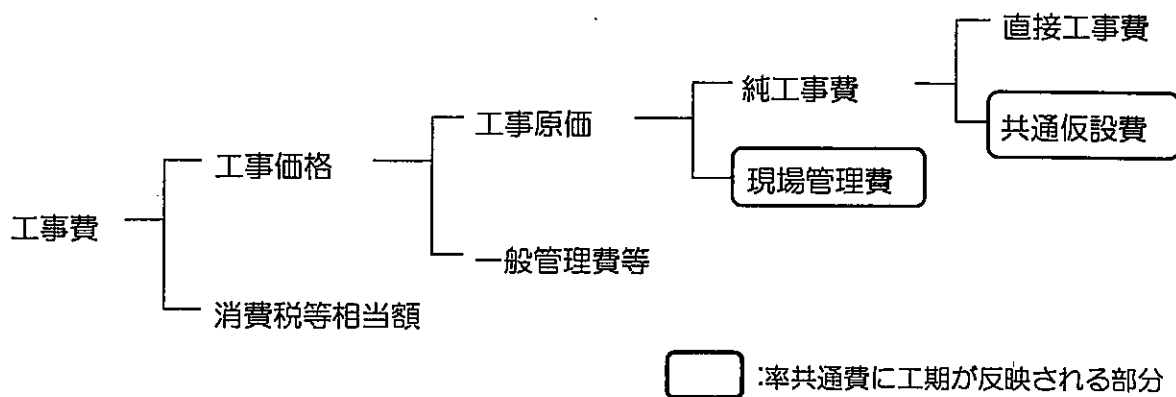
## 「積算基準」の改正について

建築工事等の積算に用いる「積算基準（建築工事編）」を改正しますのでお知らせします。

### 【改正の概要】

- 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の「共通仮設費率」と「現場管理費率」の算定式に、従来の工事規模（直接工事費、純工事費）のほかに「工期」を追加し、工期を反映した共通仮設費率及び現場管理費率の算定ができるように改正します。

### 工事費の構成



### 【適用日】

- 平成25年4月1日から適用します。

#### 問い合わせ先

財務局建築保全部技術管理課 中澤・徳世  
電話 03-5388-2811 (ダイヤルイン)